2 いじめ問題への取組(義務教育課)

1 現状

(1) 年度別いじめの状況 (指定都市を含む小学校 501 校 184,695 人、中学校 263 校 91,795 人)

<u> </u>	1 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
		27年	度 28	年度	29 年度	30年度	R1 年	度]	R2 年度
	小学校	3,	347	4,893	7,029	12,83	5 10	,766	9,092
認知件数	中学校	2,	019	2,654	3,052	3,722	2 3	,295	2,617
	計	5,	366	7,547	10,081	16,55	7 14	,061	11,709
学年別いじ	学年別いじめの認知件数								
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
R1 年度	1.506	2.155	2.038	1.90′	7 1.792	1.368	1.636	1.090	569

1,597

1,371

1,052

1,366

843

408

(2) 指導後のいじめの状況

1,482

1,831

1,759

R2 年度

	小学校				中学校			
	H29 年	H30 年	R1 年度	R2 年度	H29 年	H30 年	R1 年度	R2 年度
	度	度			度	度		
解消している	5,537	9,414	7,139	6,080	2,231	2,691	2,123	1,687
解消率	78.8%	73.3%	66.3%	66.9%	73.1%	72.3%	64.4%	64.5%
解消に向けて取組	1,376	2,925	3,612	3,008	812	990	1,153	918
中								
その他	116	496	15	4	9	41	19	12

(3) いじめの態様(複数回答可)

F //	小学校		中学校	
区分	R1 年度	R2 年度	R1 年度	R2 年度
冷やかし、からかい、悪口や脅し文句等を言われる	5,975	5,023	2,250	1,728
仲間はずれ、集団による無視をされる	1,394	1,078	410	264
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる等	2,847	2,465	417	343
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる 等	626	406	158	107
金品をたかられる	68	46	34	32
持ち物を隠される、盗まれる、壊される 等	623	421	151	113
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	790	681	177	152
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される 等	84	115	180	225
その他	833	640	156	115

(4) いじめ発見のきっかけ

区分	小学校		中学校	
	R1 年度	R2 年度	R1 年度	R2 年度
学級担任が発見	704	547	265	238
学級担任以外の教職員が発見	126	121	120	111
養護教諭が発見	12	13	16	16
スクールカウンセラー等の相談員が発見	8	3	6	8

アンケート調査など学校の取組により発見	6,380	5,809	1,112	887
本人からの訴え	1,518	1,074	980	802
本人の保護者からの訴え	1,405	1,090	498	358
他の児童生徒からの情報	364	254	180	137
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	222	166	107	52
地域の住民からの情報	6	6	5	3
学校以外の関係機関からの情報	18	5	3	3
その他	3	4	3	2

(5) 各市町のいじめ防止対策推進法への対応状況 (令和3年10月20日現在)

市町いじめ防止基本方針 (法第12条)				
策定済み・予定	検討中	未定・策定しない		
35 (100%)	0 (0%)	0 (0%)		

いじめ問題対策連絡協議会 (法第14条1項)				
設置済み・予定	検討中	未定・設置しない		
35 (100%)	0 (0%)	0 (0%)		

教育委員会附属機関(法第14条3項)				
設置済み・予定	検討中	未定・設置しない、その他		
33 (94.3%)	2 (5.7%)	O (0%)		

首長の再調査機関(法第30条)		
設置済み・予定	検討中	未定・設置しない、その他
29 (82.9%)	6 (17.1%)	0 (0%)

(1) 県の主な取組

名 称	対 象	内 容
「いじめ防止のた めの基本的な方針」 説明会	市町教育委員会指導主事等	 ◆平成25年12月24日実施 ・文部科学省担当者による行政説明 ・静岡県いじめ防止基本方針案についての説明 ◆平成26年7月4日実施 ・文部科学省生徒指導室長による「市町がすべきこと」についての行政説明
市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議	市町教育委員会指導主事	 ◆令和3年4月30日、5月14日実施 ・義務教育課による「生徒指導上の諸課題と生徒指導関連施策について」の行政説明 ・弁護士による「スクールロイヤーから見た学校教育・生徒指導について」、「いじめ対応・保護者対応について〜スクールロイヤーの視点から〜」の講義 ◆令和3年10月15日実施 ・文部科学省初等中等教育局児童生徒課による「いじめ問題の対応について」の行政説明、協議、情報交換
静岡県の生徒指導 研究協議会	各校生徒指導 主任・主事	◆令和3年5月21日・28日実施 ・スクールロイヤーによる「いじめの未然防止、法に基づいた適 切な初期対応」の講義
スクールカウンセラー等活用事業	各小・中学校等	 (事業内容及び目的〉 不登校やいじめ等、生徒指導上の諸問題に対応するため、児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー(以下、SCという。)又はそれに準ずる者を全小・中学校及び義務教育学校に配置することにより、悩みや不安を抱える児童生徒及び保護者に対する相談体制の整備・充実を図る。 (成果と課題〉 指定都市を除くすべての公立小中学校を支援することができる 体制で、SCを配置している。中学校区ごとに同じSCを配置することにより、小学校で関わったSCと中学校でも関わることができるため、児童生徒や保護者にとって大きな安心感につながっている。また、SCが定期的な連絡協議会や小中合同ケース会議等に参加することで、小中連携の推進や問題の早期発見・早期対応につながっている。今後の課題としては、特に大規模中学校におけるニーズの高まりが顕著であるため、予算の増額に努め、各学校への配置時数を拡充する必要がある。また、SCの人材確保及び資質向上にも努める必要がある。 令和3年4月13日実施(SC等活用事業連絡協議会) 令和3年5月19日、7月2日実施(SCスキルアップ研修会)・スーパーバイザーによる「静岡県のSCとして」の講義・県公認心理師協会が推薦する講師による「相談活動の基礎」の講義、事例演習、情報交換 令和3年10月4日・5日実施(SC研修会)・奈良女子大学教授による「子どもたちの命を守る~いじめや自殺を予防するために」の講義、演習

	Г	AGG DV- > HALTER OF THE
		◆SC が行う校内研修の実施
		<令和2年度事業> ·SC 等の配置校数(中学校区ごとに配置) 中学校170校 小学校317校 義務教育学校1校 ・任用者131人(SC91人、準ずる者40人) <令和3年度事業> ・SC 等の配置校数(中学校区ごとに配置) 中学校168校 小学校311校 義務教育学校1校 ・任用者139人(SC95人、準ずる者44人)
スクールソーシャルワーカー活用事業	各小・中学校等	〈事業内容及び目的〉問題を抱えた児童生徒に対し、スクールソーシャルワーク的な視点(成育歴や家庭環境等の児童生徒を取り巻く環境を含めた児童生徒に対する包括的なアセスメントとプランニング)から、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。 〈成果と課題〉 スクールソーシャルワーカー(以下、SSW という。)を含めたチーム支援が進み、ケース会議回数、教職員の参加者数、継続支援対象児童生徒数等が増加した。また、ケース会議の実施により、対象児童生徒が抱える問題とその背景を教職員が共有し、問題解決に向けた支援の役割分担を明確にすることができ、組織的な対応が進められている。 SSWの役割や業務に対する理解は広がってきているが、効果的な活用については市町により差がある。本県活用ビジョンの周知を継続するとともに、SSWの配置計画等、各市町の実態に応じた効果的な運用を促進する必要がある。また、人材確保と資質の向上に向けて、スキルアップ研修会やスーパーバイズ等を活用し、より充実した支援体制を整えることが必要である。◆4月13日・14日実施(SSW連絡協議会)◆5月21日、6月22日・23日、10月5日・6日、2月18日実施(SSWスキルアップ研修会)・法政大学教授による「ジェネラリスト・ソーシャルワークについて」の講義、演習 ・表職員と SSW とのケース会議演習 〈令和2年度〉 ・多Wの配置(指定都市を除く全33市町に配置)・任用者45人(社会福祉士、精神保健福祉士等) ・SSWの配置(指定都市を除く全33市町に配置)・任用者46人(社会福祉士、精神保健福祉士等)
「人間関係づくり		<事業内容及び目的> いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止のため、発
プログラム」の活用推進	各小・中学校等	達段階に応じてソーシャルスキルトレーニング、構成的グループ エンカウンター、アサーショントレーニング、ストレスマネジメント等を組み合わせた事業。測定結果を指導に活用し、児童生徒のよりよい人間関係を築くことを目的としている。

	T	,
		<事業主体>
		国立教育政策研究所
		<事業内容及び目的>
		近年、全国における不登校児童生徒数が増加傾向にあることか
		ら、学校の実情に応じた不登校対策の充実を図るために、教育委
		員会が果たすべき役割について、都道府県教育委員会、政令指定
		都市教育委員会及び市区町村教育委員会を対象とした調査研究
		を
	富士市	実施。調査研究によって得られた内容を教育委員会指導主事用資
触力もて学坛べく		料にまとめ、広く全国の教育委員会に周知することで、各地域に
魅力ある学校づく		おける不登校対策の充実を図る。
り調査研究事業		<令和元年度>
		・国立教育政策研究所の指定を受け、不登校やいじめ等の未然防
		止に資する調査研究事業を実施(モデル地区となる自治体は2
		年で交代)
		・モデル地区: 菊川市(岳洋中学校区)
		<令和2年度>
		・モデル地区: 菊川市(全3中学校区へ拡大して実施)
		・12 月に事業報告会を開催
		<令和3年度>
		・モデル地区:富士市(田子浦中学校区)

(2) 各学校の主な取組(指定都市を含む小学校 501 校、中学校 263 校)

ア いじめの日常的な実態把握のための取組(複数回答可)

F //	1/5	学校	中学校		
区分	R1 年度	R2 年度	R1 年度	R2 年度	
アンケート調査の実施	501	501	264	263	
個別面談の実施	418	384	250	242	
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	237	242	256	241	
家庭訪問	224	139	168	114	
その他	33	33	26	18	

イ 学校におけるいじめの問題に対する日常的な取組(複数回答可)

E 1/2	小	学校	中学校		
区分	R1 年度	R2 年度	R1 年度	R2 年度	
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通 理解を図った。	484	482	258	254	
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	338	289	169	173	
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上 げ、指導を行った。	484	473	246	243	
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、 児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	277	223	162	137	
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用 して教育相談体制の充実を図った。	436	424	246	240	
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広 報の徹底を図った。	329	339	200	204	

学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、 保護者や地域住民に周知し、理解を得るように努めた。	410	433	213	216
PTA など地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	109	65	67	46
いじめ問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機 関と連携協力した対応を図った。	76	94	86	72
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果 的な対処のための啓発活動を実施した。	314	288	196	189
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能して いるか点検し、必要に応じて見直しを行った。	396	398	210	211
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止 等の対策のための組織を招集した。	501	500	264	263

- ・令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境が変化し児童生徒の間の物理的な距離が広がったこと、授業・学校行事・部活動等、様々な活動が制限され、児童生徒が直接対面してやりとりをする機会が減少したこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による偏見や差別が起きないよう学校において正しい知識や理解を促したこと等により、いじめの認知件数が減少したと考えられる。
- ・小・中を合計したいじめの認知件数は、令和元年度調査において平成25年度以降初めて減少に 転じた。令和2年度調査において、更に減少した。些細な行為が重大な事態に至ることのないよ う、これまで以上に児童生徒に目を配り、初期の段階のいじめも含めて積極的に認知し、組織的 に対応するよう周知していく。
- ・いじめ発見のきっかけはアンケート調査(小:63.9%、中:33.9%)が最も多く、その他に、本人からの訴え、保護者からの訴えによるものが多い。
- ・いじめの解消率は、小学校が66.9%(前年度比+0.6P)、中学校が64.5%(前年度比+0.1P)とや や増加した。解消率の増減に捉われすぎることなく、引き続き、法によるいじめ解消の定義を十 分に意識し、いじめられた側の思いに寄り添った対応を依頼する。
- ・いじめの解消に向けては、引き続き、慎重かつ丁寧に対応するとともに、見逃しや見過ごしによって解決されずに深刻化するいじめがないよう、生徒指導担当者連絡会議等を通じて、適切な対応を依頼する。

3 いじめ問題への取組(高校教育課)

1 現状

(1)年度別いじめの状況 (県内公立高等学校 95 校 64,683 人)

年 度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度
認知件数	53	99	183	87	72	68
年度中解消	46	86	168	78	60	55
継続指導中・転学、退学等	7	13	14	9	12	13
解消率(%)	86.8	86.9	91.8	89.7	83.3	80.9

(2) いじめの態様 (複数回答可)

区分	28 年 度	29 年 度	30 年 度	R1 年 度	R2 年 度
冷やかし、からかい、悪口や脅し文句等を言われる	68	138	57	55	50
仲間はずれ、集団による無視をされる	5	10	15	14	6
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる等	8	14	8	12	9
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる等	5	12	2	3	0
金品をたかられる	2	7	8	2	1
持ち物を隠される、盗まれる、壊される 等	3	5	2	6	2
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	2	17	7	3	6
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される 等	25	20	21	21	10
その他	0	4	3	2	1

(3) いじめ発見のきっかけ

区分	28 年 度	29 年 度	30 年 度	R1 年 度	R2 年 度
学級担任が発見	3	4	4	3	1
学級担任以外の教職員が発見	1	3	2	0	3
養護教諭が発見	0	0	1	1	1
スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	0	0	3	0
アンケート調査など学校の取組により発見	68	141	38	13	31
本人からの訴え	13	16	20	34	21
本人の保護者からの訴え	7	13	14	10	5
他の児童生徒からの情報	6	3	8	7	5
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	1	1	0	1	1
地域の住民からの情報	0	0	0	0	0
学校以外の関係機関からの情報	0	1	0	0	0
その他	0	1	0	0	0

(1) 県の主な取組

名 称	対 象	内 容
生徒指導地区研究協議会	生徒指導主事	県内10地区ごとに年4回程度実施する。本年度の重点課題は次のとおり。 ・「いじめ防止対策推進法の理解を深める」 ・「スクールロイヤーとの連携」
生徒指導主事研修会	生徒指導主事	令和3年6月22日(火) ・「高校教育課所管事項」等の説明 ・講話「スクールネットパトロールについて」 ・生徒指導指導者養成研修 報告 ・グルー プ 協議 「校則(生徒心得)及び生徒指導内規の見直しについて」 「成年年齢引き下げに伴う生徒指導」
スクールネット パトロール事業	県立高校 (全 90 校 (分校等を含む。))	インターネットを通じて行われるいじめ問題等に対応するため、主に下記の業務を委託実施する。 ・インターネットサイト上等における生徒の書込みについて監視調査を行い、不適切な書込み等の削除を依頼する。 ・教員に対して研修会等を開催し、インターネットを通じて行われるいじめ問題等への理解を深め、その資質向上を図る。
スクールロイヤー活用事業 ※令和元年度開始	県立学校 (全90 校 (分校等を含む。)) 及び生徒指導主事	法律の専門家(スクールロイヤー)の活用を図り、各学校におけるいじめの予防教育の推進や生徒指導上の諸課題の解決支援を行う。 ・いじめ予防に関連する出前授業(10地区×2校)・生徒指導地区研究協議会での指導・助言(10地区×上限2回)・いじめ等に係る学校からの法律相談(東・中・西3地区×15回)

(2) 各学校の主な取組(県内公立高等学校 95 校・115 課程)

ア いじめの日常的な実態把握のための取組(複数回答可)

区分	28 年 度	29 年 度	30 年 度	R1 年 度	R2 年 度
アンケート調査の実施	114	111	113	114	115
個別面談の実施	96	84	99	97	77
教職員と生徒との間で日常的に行われている日記等	19	13	15	19	16
家庭訪問	12	16	15	15	9
その他	3	4	4	4	1

イ 学校におけるいじめの問題に対する日常的な取組(複数回答可)

区分	28 年度	29年度	30年度	R1 年度	R2 年度
職員会議等を通じて、いじめの問題に関して教職員間で共通 理解を図った。	92	73	89	94	78
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	58	25	28	25	22
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、 指導を行った。	34	28	26	32	34
生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進した。	44	39	42	49	44
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	100	87	98	103	94
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報 の徹底を図った。	63	54	71	70	65
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保 護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	68	62	80	86	75
PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について 協議する機会を設けた。	14	14	15	17	9
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所などの地域の関係 機関と連携協力した対応を図った。	12	14	16	8	16
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な 対処のための啓発活動を実施した。	78	61	73	75	62
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能している か点検し、必要に応じて見直しを行った。	59	52	79	72	86
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	78	47	59	71	48

認知した学校数は9校、発生件数は4件減少した。各学校においては、いじめ問題に対する啓発やいじめの未然防止に取り組むとともに、定期的にアンケートや面談を実施し、教員がいじめ問題に対して高い意識を持って日頃から注意深く生徒を観察している。

いじめの問題に対する日常的な取組として、道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げた指導や、生徒会活動を通じて生徒が主体的にいじめ問題を考える取組が近年増加しているほか、令和元年度から法律の専門家(スクールロイヤー)による生徒対象のいじめ予防教育(出前授業)を導入しており、これらのことから、生徒の実態に応じた指導や、いじめの未然防止に努めた結果、学校ごとの認知件数の減少につながったと思われる。

いじめ発見のきっかけは、アンケート調査などの学校の取組に次いで、本人からの訴えが多かった。いじめ実態把握アンケートの実施に加え、定期的な面談の実施等によりいじめを訴えやすい環境作りが進んでいると考えられる。

また、スクールロイヤー活用事業の教職員を対象にした取組では、生徒指導担当教職員による研究会の場で、弁護士による法的側面から生徒指導についての助言を得ることができたり、保護者とのトラブルなどで学校(教員)が知っておくべき法的な観点を知ったりすることにより、生徒指導主事からは、いじめに対して多面的な視点から捉えることができるようになったとの声があった。

いじめの解消率は、令和元年度が83.3%、令和2年度が80.9%であり、やや減少しているが、解消に向けて取組中の11件のうち、7件がいじめを認知してから3か月経過していないものである。各学校がいじめを早期発見し、素早く組織的に対応していることが80%程度の解消率をここ数年維持している要因だと考えている。しかしながら、スクールカウンセラーやスクールロイヤー等の専門家の活用を図りながら、継続して解消に向けた生徒指導を行っていく。

4 いじめ問題への取組(特別支援教育課)

1 現状

(1)年度別いじめの状況(公立特別支援学校37校4,906人)

年 度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	R1 年度	R2 年度
認知件数	18	25	38	20	12	10
年度中解消	9	24	26	6	7	5
継続指導中・転学、退学等	9	1	12	14	5	5
解消率(%)	50.0	96.0	68. 4	30.0	58. 3	50.0

(2) いじめの態様 (複数回答可)

区 分	R1 年度	R2 年度
冷やかし、からかい、悪口や脅し文句等を言われる	7	7
仲間はずれ、集団による無視をされる	2	0
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる 等	1	5
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる 等	2	0
金品をたかられる	1	0
持ち物を隠される、盗まれる、壊される 等	0	0
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させられる	1	0
パソコンや携帯電話等でONぼう・中傷される 等	3	0
その他	0	3

(3) いじめ発見のきっかけ

区 分	R1 年度	R2 年度
学級担任が発見	2	1
学級担任以外の教職員が発見	0	1
養護教諭が発見	0	0
スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	0
アンケート調査など学校の取組により発見	4	6
本人からの訴え	1	1
本人の保護者からの訴え	4	1
他の児童生徒からの情報	0	0
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	1	0
地域の住民からの情報	0	0
学校以外の関係機関からの情報	0	0
その他	0	0

(1) 県の主な取組

名 称	対 象	内 容
生徒指導連絡協議会	生徒指導主事	〈事業内容及び目的〉 各県立特別支援学校(本校、分校、分教室の各教場)の生徒指導主事又は生徒指導担当教諭を対象とし、各学校における生徒指導の取組等に関する情報交換をとおして、各校の生徒指導体制の向上に資するとともに、生徒指導担当者としての資質を高めることを目的とする。 〈令和2年度〉 6月下旬から7月にかけて各校で実施・スクールロイヤー活用事業に関する講演(録画の視聴)・講演の感想、自校でのスクールロイヤーの活用方法等について、事後報告書の提出・各校における生徒指導上の取組についての報告 12月8日実施・「生徒指導状況調査」の結果報告と関係施策等の周知等・児童生徒等の心のケアと生徒指導に関する講演・各校における生徒指導上の取組の進捗状況と課題についての情
		報交換と協議等 <令和3年度> 7月6日に各校の生徒指導担当教諭を対象に開催 ・問題行動等調査、生徒指導状況調査の結果の報告 ・スマートフォンに関連した犯罪被害に関しての啓発 ・デートDVについての講演(男女共同参画課) 12月10日に第2回を開催予定 ・人権教育についての講演(教育政策課人権・教員育成班) ・生徒指導状況調査、問題行動等調査の結果、自殺対策不登校支援、教育相談(SNS 相談含む)等についての講義及びグループ研修
心理専門員(スク ールカウンセラ ー)活用事業	各特別支援学校	〈事業内容及び目的〉 重篤な問題行動や不登校等による、個別カウンセリン がが有効な児童生徒や保護者の相談等に適切に対応する ため、児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有 する心理専門員(スクールカウンセラー)を各特別支援 学校に配置する。 ・12 人を拠点校に配置し、39 教場、全てに派遣。悩みや不安を 抱える児童生徒や保護者の相談等に応じ、相談体制を充実させ る。
		・スクールカウンセラーが行う校内研修の実施 「事例検討」「情動調整」「アセスメント」等 ・教育相談機能向上のためスクールカウンセラー連絡協議会を開催(令和3年8月2日実施) 「校内研修」「校内連携」「相談事例」に関する協議等

(2) 各学校の主な取組(公立特別支援学校37校)

ア いじめの日常的な実態把握のための取組(複数回答可)

区分	R1 年度	R2 年度
アンケート調査の実施	36	33
個別面談の実施	30	28
教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	23	19
家庭訪問	13	6
その他	0	0

イ 学校におけるいじめの問題に対する日常的な取組(複数回答可)

区分	R1 年度	R2 年度
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	30	29
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	19	15
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	34	34
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士 の人間関係や仲間作りを促進したりした。	31	27
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制 の充実を図った。	30	27
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	19	19
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民 に周知し、理解を得るように努めた。	34	36
PTA など地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を 設けた。	7	4
いじめ問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	4	4
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための 啓発活動を実施した。	23	19
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要 に応じて見直しを行った。	33	32
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等の対策のための 組織を招集した。	37	37

(3)その他

- ・ 特別支援学校では、全員の児童生徒について、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成しており、 家庭や関係機関等と連携し、一つ一つの事例に対して個に応じた指導を行っている。
- ・ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組において、「職員会議等を通じていじめの問題について 教職員間で共通理解を図った。」「いじめの問題に関する校内研修を実施した。」「PTA など地域の関係 団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた」等の項目で、全国的な傾向と同様に令和 元年度よりも数値が下がっているが、これは、新型コロナウイルス感染症対策に徹底して取り組んで いたことも大きな要因と考えられる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒指導担当者連絡協議会等、担当職員向けの研修の機会が書面開催に変更となったために、徹底した周知が行えなかったことも要因の一つと考えられる。上記の項目については、全国平均と比べて、本県の特別支援学校の実施率は下回っており、今後、機会をとらえて改めて研修等の実施を呼びかけていく。
- ・ 解消率については、被害・加害両方の児童生徒に丁寧に聞き取りを行い、児童生徒の気持ちに寄り添いながら、教職員も共に解決策や今後の生活について考えるように努めているものの、昨年度より8.3 ポイント下がった。被害・加害両方の児童生徒はもちろんのこと、保護者に対しても継続的に丁寧な説明や対応を行い、関係諸機関等と連携しながら、家庭等への支援や加害児童生徒への指導を継続していく。

5 いじめ問題への取組(私学振興課)

1 現状

(1)年度別いじめの状況 (小 5 校、中 27 校、高 44 校、児童 1,611 人、生徒 36,390 人)

100000 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0								
年 度	R1 年度			R2 年度				
学校種 【全学校数】	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校		
認知件数	26	36	52	19	25	37		
年度中解消	21	29	47	14	19	31		
継続指導中等	5	7	5	5	6	6		
解消率(%)	80.8	80. 6	90. 4	73. 7%	76.0%	83.8%		

(2) いじめの態様 (複数回答可)

	R1 年度			R2 年度			
分	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校	
冷やかし、からかい、悪口や脅し文句等を言 われる	17	21	35	10	19	29	
仲間はずれ、集団による無視をされる	3	10	5	10	9	3	
軽くぶつかられる、遊ぶふりをしてたたかれる 等	7	9	6	5	5	3	
ひどくぶつかられる、たたかれる、蹴られる 等	0	1	0	0	4	0	
金品をたかられる	0	1	2	0	1	0	
持ち物を隠される、盗まれる、壊される 等	0	0	0	0	1	3	
嫌なこと、恥ずかしいこと等をされる、させ らる	0	4	1	0	1	3	
パソコンや携帯電話等でいぼう・中傷される 等	0	11	7	0	2	5	
その他	0	2	2	0	0	0	

(3) いじめ発見のきっかけ

		R1 年度		R2 年度			
D 区 分	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校	
学級担任が発見	8	7	3	4	1	7	
学級担任以外の教職員が発見	2	1	0	0	0	2	
養護教諭が発見	0	2	1	0	0	0	
スクールカウンセラー等の相談員が発見	0	0	1	0	0	0	
アンケート調査など学校の取組により発見	0	14	34	0	12	13	
本人からの訴え	12	6	7	9	7	10	
本人の保護者からの訴え	3	6	4	6	2	2	
他の児童生徒からの情報	0	0	1	0	2	3	
保護者 (本人の保護者を除く) からの情報	1	0	1	0	1	0	
地域の住民からの情報	0	0	0	0	0	0	

(1) 県の主な取組

- ア スクールネットパトロール事業を県内私立小・中・高等学校(76校)で実施
- イ 静岡県子どもいじめ防止条例啓発リーフレットを県内私立学校に配付
- ウ いじめの情報提供に対し、学校に事実の確認と適正な対応を要請

(2)(公社)県私学協会の主な取組

- ア 外部講師を招いた人権教育研修会の開催
- イ 生徒指導研修会において各校の取組を情報交換
- ウ いじめ等の問題に対して、各学校の相談体制を整備するため、顧問弁護士と委託契約を締結

(3) 各私立学校の主な取組

ア いじめの日常的な実態把握のための取組(複数回答可)

ы /\		R1 年度		R2 年度			
区 分 	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校	
アンケート調査の実施	1	24	40	1	20	35	
個別面談の実施	4	23	35	4	16	22	
教職員と生徒との間で日常的に行われ ている日記 等	3	21	15	3	16	12	
家庭訪問	1	6	9	0	5	6	
その他	0	0	2	1	3	1	

イ 学校におけるいじめの問題に対する日常的な取組(複数回答可)

	R1 年度			R2 年度		
区 分	小学校	中学校	高校	小学校	中学校	高校
職員会議等を通じて、いじめ問題について 教職員間で共通理解を図った。	4	21	33	4	21	35
いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	2	7	11	1	9	7
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる 問題を取り上げ指導を行った。	4	23	23	5	21	19
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題 を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関 係や仲間作りを促進したりした。	4	15	16	2	16	11
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭 を積極的に活用して教育相談体制の充実を 図った。	3	25	39	5	24	38
教育相談の実施について、学校以外の相談 窓口の周知や広報の徹底を図った。	1	11	21	2	11	18
学校いじめ防止基本方針をホームページに 公表するなど、保護者や地域住民に周知し、 理解を得るように努めた。	3	18	31	3	14	24
PTA など地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設けた。	1	4	2	0	1	1
いじめ問題に対し、警察署や児童相談所な ど地域の関係機関と連携協力した対応を図 った。	0	6	4	0	1	3
インターネットを通じて行われるいじめの 防止及び効果的な対処のための啓発活動を 実施した。	4	21	28	1	19	30
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即 して機能しているか点検し、必要に応じて 見直しを行った。	2	14	24	2	9	25
いじめ防止対策推進法第22条に基づく、 いじめ防止等の対策のための組織を召集し た。	1	11	19	1	6	15

ウその他

私立全日制高校43校中40校(93.0%: 令和2年度)がスクールカウンセラー等を配置。

いじめの認知件数は、全校種で減少しており、全国的な傾向と同様である。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、生活・学習環境が変化(児童生徒間の物理的な 距離が広がったこと、授業におけるグループ活動や学校行事、部活動など様々な活動が制限され、子供た ちが対面してやり取りする機会やきっかけが減少)したこと、年度当初に一斉休業があり例年より年間授 業日数が少ない学校が多かったこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による偏見や差別が起きない よう学校において正しい知識や理解を促したこと、これまで以上に児童生徒に目を配り指導・支援したこ と等により、いじめの認知件数が減少したものと考えられる。